

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 29 年 9 月 25 日

申請者 氏名又は名称 **イバライケ設備株式会社**  
 住所 **大阪府枚方市津田北町3-33-3-101**  
 代表者氏名 **イバライケト 代表取締役 坂元直人**  
 電話番号 **072-859-9130**  
 FAX番号 **072-859-9131**  
 メールアドレス **ymakm@ibaraikesetubi.com**



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 29 年 9 月 25 日

申請者 氏名又は名称 **イバライケ設備株式会社**  
住 所 **〒072-8591 秋田県平沢町北町3丁目33-5-101**  
代表者氏名 **代表取締役 茨池直人**  
**TEL 072-859-9130**



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 イバライケアオト 茨池直人	
事業の範囲	管工事業 上下水道及び空調の設備並びに工施工
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	イバライケ設備株式会社
上記事業所の所在地	郵便番号 573-0121 住所 枚方市津田北町3-33-3-101 電話番号 072-859-9130 FAX番号 072-859-9131 メールアドレス ymakm@ibataikesetubi.com
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
茨池 直人 有留 順一 中澤 文也	第 277244号 第 270010号 第 253779号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

平成 29 年 9 月 25 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	パイプカッター		2	
	金切りのこ		3	
	ダイヤモンドパイプカッター		1	
管の加工用の 機械器具	パイプネジ切器	ラチェット式 PT1/2～1 1/2	2	
	セアリ		4	
接合用の 機械器具	プライマー	250mm	3	
	ガストーチ	727mm	5	
	ラチェットレンチ	19x24	2	
	パイプレンチ	300mm	3	
水圧テスト ポンプ	手動テスト	T-50	2	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 29 年 9 月 25 日

申請者

氏名又は名称 753-0121 秋万町津田北町37 433-3-101  
住 所 イバライケ設備株式会社  
代表者氏名 代表取締役 茨池直人印



水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

## 履歴事項全部証明書

大阪府枚方市津田北町3-33-3-101

イバライク設備株式会社

会社法人等番号	1200-01-154102	
商号	イバライク設備株式会社	
本店	<u>大阪府枚方市新之栄町17-10-101</u>	
	大阪府枚方市津田北町3-33-3-101	平成23年 9月 7日移転
		平成23年 9月 9日登記
公告をする方法	官報に掲載してする。	
会社成立の年月日	平成22年4月6日	
目的	1. 管工事業 2. 上下水道及び空調の設備並びに施工 3. 前各号に附帯する一切の事業	
発行可能株式総数	1000株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株	
資本金の額	金500万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 茨池直人	
	大阪府枚方市大峰元町二丁目22番26号 代表取締役 茨池直人	
登記記録に関する事項	設立	平成22年 4月 6日登記

大阪府枚方市津田北町3-33-3-101  
イバライケ設備株式会社

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(大阪法務局管轄)

平成29年 9月 6日

大阪法務局枚方出張所  
登記官

河合伸浩



整理番号 モ109153

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

2 / 2

# イバライクエ設備株式会社 定款

## 第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、イバライクエ設備株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事業
2. 上下水道及び空調の設備並びに施工
3. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府枚方市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、1,000株とする。

(株券)

第6条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡し請求)

第8条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第9条 当社の株式取得者が、株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され若

しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第10条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手数料)

第11条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第12条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主(以下、「基準日株主」という。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、当該基準日後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割等により株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

- 2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、取締役の過半数の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第13条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合におけるその事項についても同様とする。

(募集株式の発行)

第14条 募集株式の発行に必要な事項の決定は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によってする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議によって、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定め、募集事項の決定を取締

役に委任することができる。

- 3 株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役の過半数の決定により定める。

### 第3章 株 主 総 会

#### (招 集)

第15条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

#### (招集手続の省略)

第16条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

#### (議 長)

第17条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

#### (決 議)

第18条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

#### (株主総会の決議の省略)

第19条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

- 2 前項の場合には、株主総会の決議があったものとみなされた日から10年間、同項の書面を当会社の本店に備え置くものとする。

#### (議決権の代理行使)

第20条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主又は親族を代理人として議決権を行使することができる。ただし、この場合には、株主総会ごとに代

理権を証する書面を提出しなければならない。

2 株主は、前項の代理権を2人以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

第21条 株主総会の議事録については、法令で定めるところにより議事録を作成し、10年間当会社の本店に備え置くものとする。

## 第4章 取締役及び代表取締役

(取締役の員数)

第22条 当社の取締役は1名以上とする。

(取締役の選任)

第23条 当社の取締役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第24条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第25条 当社に取締役が2名以上いるときは、取締役の互選により代表取締役1名を定める。

2 代表取締役は社長とする。

3 必要に応じて、取締役の過半数の決定をもって、取締役の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

4 取締役1人のときは、当該取締役を社長とする。

(業務執行)

第26条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議をもってこれを定める。

## 第5章 計 算

(事業年度)

第28条 当会社の事業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第29条 剰余金は、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載された株主又は質権者に配当する。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第30条 当会社が、株主に対し剰余金の支払いの提供をしてから満3年を経過したときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

## 第6章 附 則

(設立に際して出資される財産の最低額)

第31条 当会社の設立に際して出資される財産の最低額は、金5,000,000円とする。

(設立時発行株式に関する事項)

第32条 当会社の設立時発行株式に関する事項は、次のとおりとする。

発起人が割当てを受ける設立時発行株式の数

普通株式 100株

設立時発行株式と引換えに払込む金銭の額

1株につき 金50,000円

(最初の事業年度)

第33条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成23年3月31日までとする。

(発 起 人)

第34条 発起人の氏名又は名称及び住所並びに発起人が設立に際して割当てを受ける設立時発行株式の数及びこれに対して払い込むべき金銭の額は、次のとおりである。

大阪府枚方市大峰元町2丁目22番26号

発起人 茨池 直人

普通株式 100株

金5,000,000円

(定款に定めのない事項)

第35条 この定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、イバライケ設備株式会社の設立のため、発起人の定款作成代理人である司法書士小林浩士は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成22年3月30日

発起人 茨池 直人

上記発起人の定款作成代理人

司法書士 小林 浩 士

小林  
浩  
士

同一の情報の提供

提供の日付： 2010年4月5日

公証人： 12020019 宮下準二

所属法務局： 大阪法務局

公証役場： 平野町公証役場

大阪府中央区平野町2丁目1番2号  
(沢の鶴ビル内)



請求対象の登簿管理番号： 10-1202001902000682

請求対象の文書種別： 電磁的記録の認証

請求対象の認証日： 2010年4月5日

請求対象の処理公証人： 12020019 宮下準二

所属法務局： 大阪法務局

公証役場： 平野町公証役場

大阪府中央区平野町2丁目1番2号  
(沢の鶴ビル内)

認証文

これは、保存された電磁的記録に記録された情報と同一であることを証する。

H29.9.25  
ご55の銀行は、本業と相違ありません

**イバライケ設備株式会社**

代表取締役 茨池直人

〒072-0021 秋田市澤田光町3丁目433-5-10  
TEL 072-859-9130



第二七七二四四号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

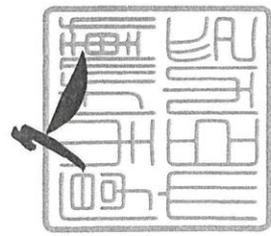
氏名 茨池 直人

昭和四十七年二月十七日生

水道法(昭和三十九年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

平成二十七年一月十五日

厚生労働大臣 塩崎恭久



第二七〇〇一〇号

# 給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 有留 順一

昭和四十五年十月十四日生

水道法(昭和二十五年法律第七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

平成二十五年二月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲久



第二五三七七七号

# 給水装置事主任技術者免状

本籍 京都府

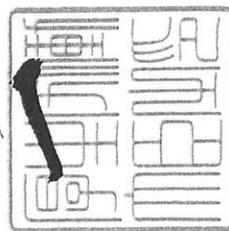
氏名 中澤 文也

昭和五十六年七月二日生

水道法(昭和五十年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置事主任  
技術者免状を交付する。

平成二十一年三月十七日

厚生労働大臣 野田 子



国際大学

杉三丁目  
0117

杉四丁目  
0117

上木一武  
藤原造園土木

営業所 資材置場

第11ビル  
【ア】  
31F

津田北町三丁目  
0121

阪ガス田  
駅尾ステーション

4765

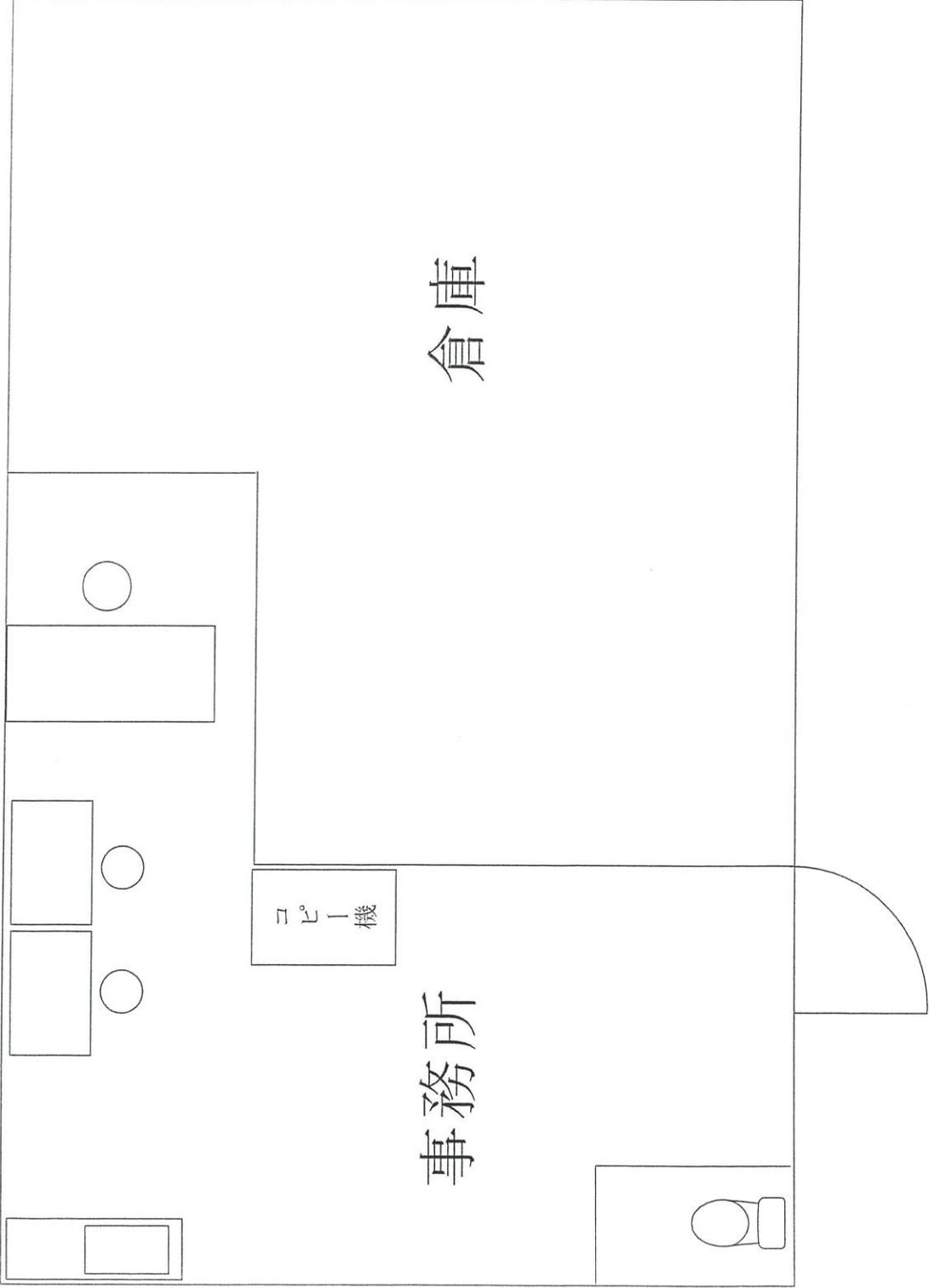
津田東町三丁目  
0122

津田  
0123  
国際ゴルフ倶楽部  
ゴルフ場



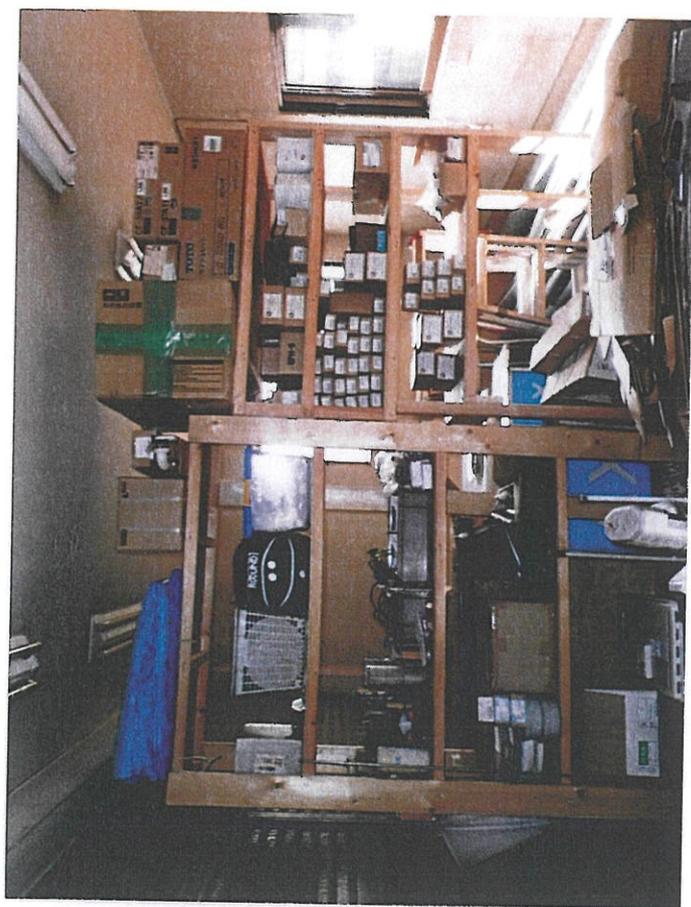
500

50

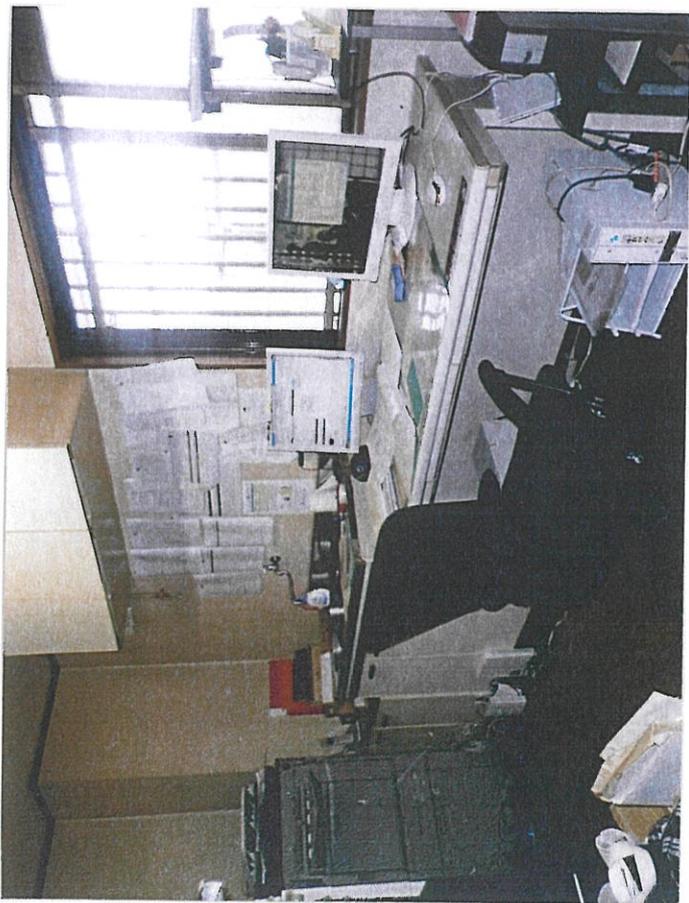




倉庫内部



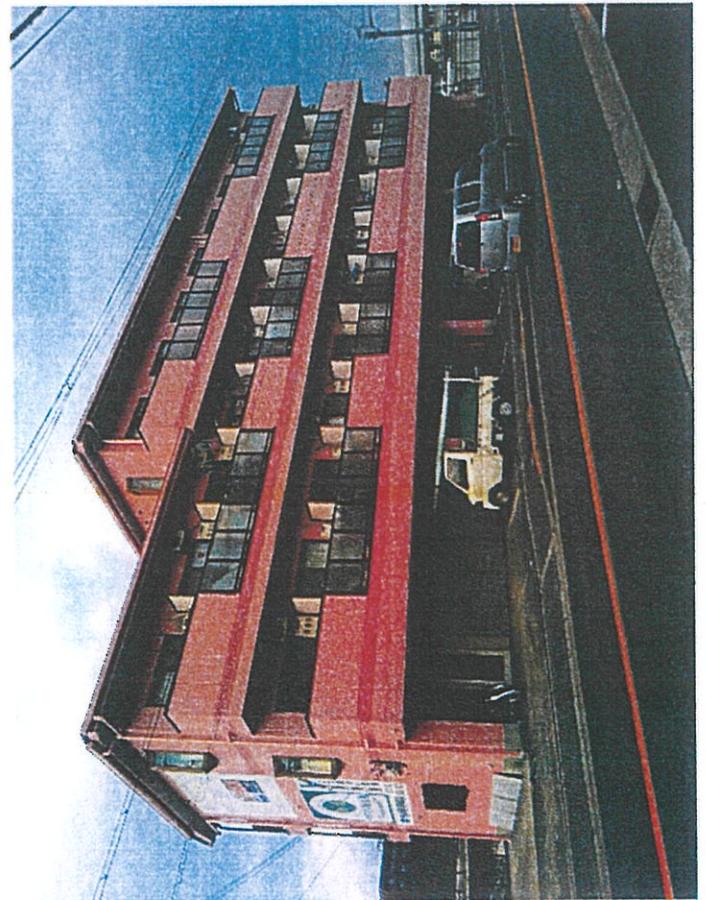
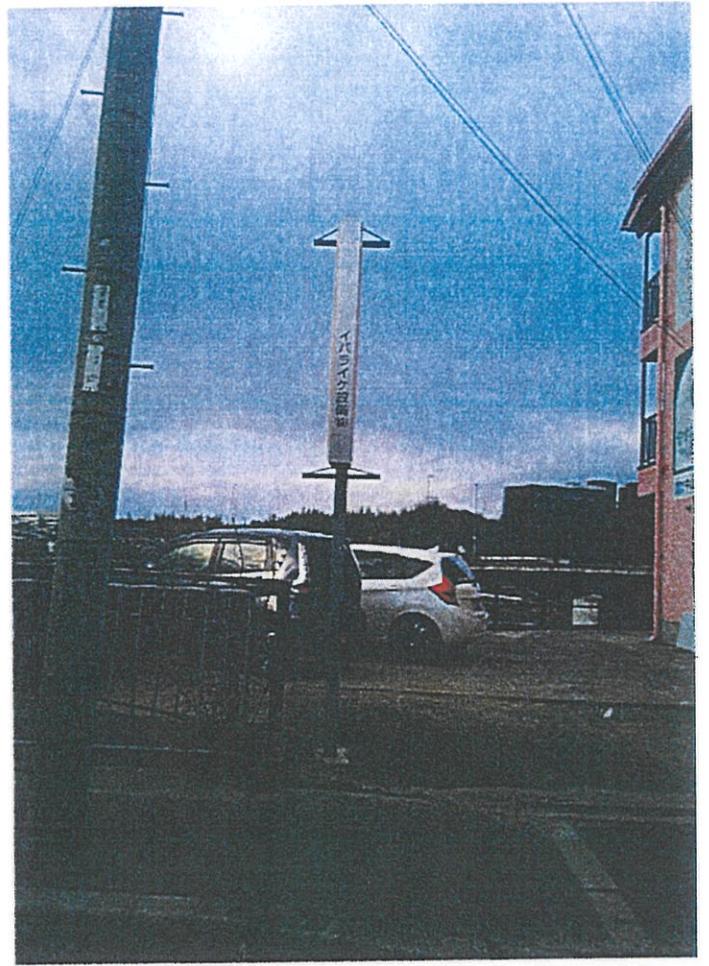
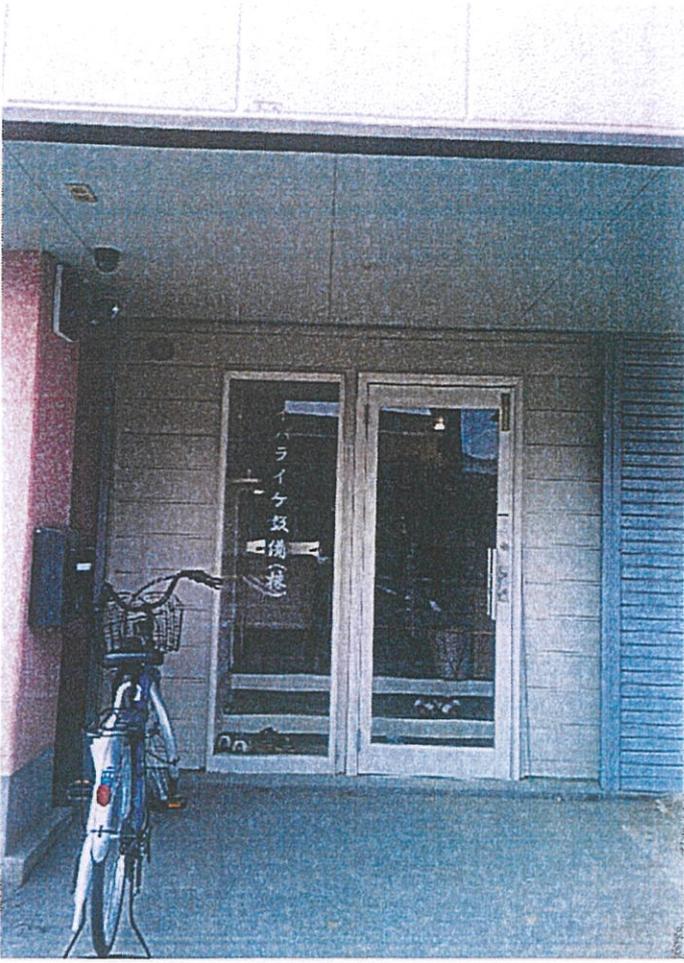
倉庫内部



事務所内部



事務所外部



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 29 年 9 月 25 日

申請者 氏名又は名称

イバライクマツビ コプシカイシャ  
イバライク設備株式会社

住所

大阪府枚方市津田北町3-33-3-101

代表者氏名

代表取締役 坂元直人

電話番号

072-859-9130

FAX番号

072-859-9131

メールアドレス

yamakm@ibaraikesetubi.com



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成29年9月25日

〒673-0022 和歌山県津田町3丁目33-9-10 |  
届出者 **イバライケ設備株式会社** 印  
代表取締役 茨池直人

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出  
解任  
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	イバライケ設備株式会社	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
茨池直人	第277244号	
有留順一	第270010号	
中澤文也	第253779号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第二七七二四四号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

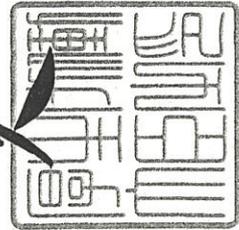
氏名 茨池 直人

昭和四十七年二月十七日生

水道法(昭和二十五年法律第七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

平成二十七年一月十五日

厚生労働大臣 塩崎恭久



第二七〇〇一〇号

給水装置主任技術者免状

本籍 大阪府

氏名 有留 順一

昭和四十五年十月十四日生

水道法(昭和二十九年法律第百七十七号)の  
規定により給水装置主任  
技術者免状を交付する。

平成二十五年二月二十八日

厚生労働大臣 田村 憲久



第二五三七七七号

給水装置事主任技術者免状

本籍 京都府

氏名 中澤 文也

昭和五十六年七月二日生

水道法(昭和三十九年法律第百七号)の  
規定により給水装置事主任  
技術者免状を交付する。

平成二十二年三月十七日

厚生労働大臣

野田子

